

令和5年度 大隅中学校 部活動規定

部活動顧問会

1 部活動の目的

- (1) 生徒の自主的・自発的活動のもと、礼節、責任感、忍耐力、向上心などの社会性を養う。
- (2) 心身を鍛え、情操を高めるとともに、学年相互および部員相互の望ましい人間関係を築く。
- (3) 専門的な技能・教養を身に付けることにより、個性の伸長を図り、充実した学校生活を送る。
- (4) スポーツ活動や文化活動を行い、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む。

2 部活動の位置づけ

- (1) 教育活動の一環である。
- (2) スポーツや芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒で組織する活動である。
- (3) スポーツや芸術の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

3 入退部について

- (1) 入部または退部希望者は、所定の様式により保護者から担任を通して部の顧問に申し出た後、学校長の許可を得る。
- (2) 1年生については、家庭訪問終了時までを部活動見学期間とする。ただし、入部の意思が固まった時点で、入部届けを提出することができる。
- (3) 入部届提出後は練習参加、大会参加を認める。
- (4) 2・3年生においては、所属確認のため入部確認書を提出する。部活動規定・入部届けは年度初めの顧問会以降に配布する。
- (5) 退部・転部については、生徒の実態を教育的に配慮し、保護者の申し出により学級担任と部活動顧問で判断を行い、学校長の許可を得るものとする。

4 休日・休業日の活動について

- (1) 休養日は、週2日以上以上の休養日を確保する。水曜日は活動停止日し、土日のうち一日は休みとする。土日の両日活動をした場合には翌月曜日を休みとする。
- (2) 大会参加数については、学校週5日制の目的や教育活動内の活動という意義を踏まえ、12回（＋中体連主催の大会）以内とする。
- (3) 大会出場・合宿などを行うときは、顧問、もしくは副顧問が学校長へ届け出て、承認を得る。
- (4) 長期休業中も、平日一日と土日のうち一日は休みとする。ただし平日の休みについては水曜日以外の曜日でも構わないこととする。
- (5) 夏休みは連続9日以上以上の休みを設ける。ただし、大会等の関係でできないときは5日連続を2回は設けること。冬休みは連続5日以上以上の休みを設ける。春休みは連続3日以上以上の休みを設ける。
- (6) 入学式・卒業式の日には部活動中止とする。

5 部活動の中止・停止について

- (1) 原則として中間テストは3日前、期末・学年末テストは1週間前から活動を停止する。但し、大会前（原則、県大会及び県以上に通じる大会、優勝旗を持っている大会に限る）で職員会議での了承を得た場合、顧問の責任において1時間程度の活動及び大会参加を認める。
- (2) 学校の決まりが守れなかった生徒については、顧問会の話し合いにより、部活動停止、あるいは退部を命ずることがある。また、そのような部員が所属している部も一定期間の活動を中止する場合がある。
- (3) その他、次の条件により活動中止あるいは停止となる場合がある。
 - ① 感染症の予防・拡大を防ぐとき
 - ② 風雨や降雪などの悪天候による状況のとき
 - ③ その他、学校長が活動を停止（中止）の必要を認めたとき

6 部活動終了時刻について

月	下校時刻
4	18:15
5～7	18:30
9	18:15
10～2	17:45
3	18:00

※下校時刻には正門を出ている、またはバスに乗り込んでいるものとする。

7 開設部及び顧問名

	部活動名	顧問名		部活動名	顧問名
1	野球部 (男・女)		6	剣道部 (男・女)	
2	サッカー部 (男・女)		7	弓道部 (男・女)	
3	ソフトテニス部 (女子)		8	吹奏楽部 (男・女)	
4	バレーボール部 (女子)		9	バスケットボール部 (男子)	
5	卓球部 (男・女)				

8 外部指導者の委嘱について

(1) 外部指導者の委嘱について

部活動は、学校において計画する教育活動であり、顧問は生徒や外部指導者の意見を十分に組み入れながら運営に携わり、外部指導者は本校の教育目標に即して実技指導面や人間性の育成において顧問を支える。学校は、外部指導者の必要性等を十分に検討し、依頼及び受け入れに際しては職員・部員・保護者（後援会）の共通理解を図る。

(2) 外部指導者の条件

- ① 本校の教育目標に即し、学校との連携ができる人
- ② 教育的配慮のもと、生徒の発育や発達段階に応じた指導ができる人
- ③ 社会的信用のある人
- ④ 専門的な技能指導ができる人
- ⑤ 体力や技能など、個に応じた指導ができる人

(3) 外部指導者との確認事項

- ① 顧問が依頼し、学校長が承認する。承認された後、委嘱状を交付する。
- ② 本校の教育目標や部活動の基本方針を確認し、指導内容について顧問と連携を図る。
- ③ 校則や部活動規定、練習内容等についての確認をする。
- ④ 任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

曾於市部活動基本方針

(曾於市部活動ガイドライン)

～豊かな生活の一部としての部活動の充実～

(中略)

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日 を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、生徒の疲労回復や規則的な生活等に配慮すること。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(中略)

5 学校単位で参加する大会について

(1) 土日及び休日、平日を問わず、すべての大会への参加は、原則として年間12回を上限とする。中体連主催の大会(地区・新人)、地区や県、九州の代表として上位大会に参加する場合は、上記の12回に含まない。

練習試合に関しては、3(1)の「休養日の設定」を原則として、基本的に午前または午後の3時間程度で計画する。やむを得ず、4時間を超える練習試合を行う場合は、事前に校長に届けることとし、原則として前後の週で土日両日とも休養日とする。